

令和7年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害)により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

※新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

◎業種別の労働災害発生状況(対前年比)

確定版

【業種別の労働災害発生状況】

姫路労働基準監督署

業 種	令和7年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	
全 産 業	787 (10)	100.0 (100.0)	841 (6)	100.0 (100.0)	-54 (4)	-6.4 (66.7)	
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を含む)	435 (9)	55.3 (90.0)	442 (4)	52.6 (66.7)	-7 (5)	-1.6 (125.0)	
製 造 業	238 (3)	30.2 (30.0)	236 (2)	28.1 (33.3)	2 (1)	0.8 (50.0)	
鉱 業	2	0.3 ()	1	0.1 ()	1 ()	100.0 (-)	
建 設 業	79 (2)	10.0 (20.0)	76 (2)	9.0 (33.3)	3 ()	3.9 (-)	
運 輸 交 通 業	93 (2)	11.8 (20.0)	96	11.4 ()	-3 (2)	-3.1 (100.0)	
貨 物 取 扱 業	4	0.5 ()	8	1.0 ()	-4 ()	-50.0 (-)	
農 林 業	15 (1)	1.9 (10.0)	18	2.1 ()	-3 (1)	-16.7 (100.0)	
畜 産 ・ 水 産 業	4 (1)	0.5 (10.0)	7	0.8 ()	-3 (1)	-42.9 (100.0)	
第三次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を除く)	352 (1)	44.7 (10.0)	399 (2)	47.4 (33.3)	-47 (-1)	-11.8 (-50.0)	
商 業	卸 売 業	30	3.8 ()	25	3.0 ()	5 ()	20.0 (-)
	小 売 業	86 (1)	10.9 (10.0)	119	14.1 ()	-33 (1)	-27.7 (100.0)
	上記以外の商業	10	1.3 ()	12	1.4 ()	-2 ()	-16.7 (-)
	計	126 (1)	16.0 (10.0)	156	18.5 ()	-30 (1)	-19.2 (100.0)
通 信 業	22	2.8 ()	11	1.3 ()	11 ()	100.0 (-)	
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	26	3.3 ()	27	3.2 ()	-1 ()	-3.7 (-)
	社会福祉施設	50	6.4 ()	68	8.1 ()	-18 ()	-26.5 (-)
	上記以外の保健衛生	1	0.1 ()	1	0.1 ()	()	(-)
	計	77	9.8 ()	96	11.4 ()	-19 ()	-19.8 (-)
接 客 娯 楽 業	飲 食 店	27	3.4 ()	30	3.6 ()	-3 ()	-10.0 (-)
	ゴ ル フ 場	1	0.1 ()	6	0.7 ()	-5 ()	-83.3 (-)
	上記以外の接客娯楽	17	2.2 ()	13	1.5 ()	4 ()	30.8 (-)
	計	45	5.7 ()	49	5.8 ()	-4 ()	-8.2 (-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	11	1.4 ()	10	1.2 ()	1 ()	10.0 (-)
	廃棄物処理業	22	2.8 ()	11	1.3 ()	11 ()	100.0 (-)
	上記以外の清掃・と畜	6	0.8 ()	4	0.5 ()	2 ()	50.0 (-)
	計	39	5.0 ()	25	3.0 ()	14 ()	56.0 (-)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	14	1.8 ()	13 (1)	1.5 (16.7)	1 (-1)	7.7 (-100.0)
	上記以外のその他の事業	19	2.4 ()	32 (1)	3.8 (16.7)	-13 (-1)	-40.6 (-100.0)
	計	33	4.2 ()	45 (2)	5.4 (33.3)	-12 (-2)	-26.7 (-100.0)
金 融 広 告 業	5	0.6 ()	8	1.0 ()	-3 ()	-37.5 (-)	
映 画 演 劇 業		()	1	0.1 ()	-1 ()	-100.0 (-)	
教 育 研 究 業	5	0.6 ()	8	1.0 ()	-3 ()	-37.5 (-)	
官 公 署		()		()	()	(-)	
(陸上貨物運送業)	83 (2)	10.5 (20.0)	94	11.2 ()	-11 (2)	-75.0 (100.0)	

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業)その他の事業(金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。